



第54期 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日～2022年3月31日

日 時

2022年6月23日（木曜日）
午前10時

場 所

静岡県静岡市葵区昭和町6番の2
アイワンビル
7階アイワンホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件

目 次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
(添付書類)	
事業報告	10
連結計算書類	27
計算書類	29
監査報告書	31

書面による議決権行使期限

2022年6月22日（水曜日）午後6時まで

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、開催日時点での感染状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染防止にご配慮いただき、ご来場賜りますようよろしくお願い申し上げます。株主総会の議決権行使は、書面又はインターネットによる方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。
また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

ヨシコン株式会社

証券コード：5280

株 主 各 位

静岡県静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12

ヨ シ コ ン 株 式 会 社

代表取締役社長 吉 田 尚 洋

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内にしたがって2022年6月22日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県静岡市葵区昭和町6番の2
アイワンビル 7階アイワンホール

3. 目的事項

報告事項

1. 第54期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第54期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 役員賞与支給の件 |

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年 6 月23日 (木曜日) 午前10時

場 所

静岡県静岡市葵区昭和町6番の2
アイワンビル 7階アイワンホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

書面（郵送）による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

行使期限

2022年 6 月22日 (水曜日) 午後6時

インターネットによる議決権行使の場合



インターネットによる議決権行使の場合は、次頁をご確認いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年 6 月22日 (水曜日) 午後6時

- ・株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<https://www.yoshicon.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の会社の体制及び方針、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.yoshicon.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使に際しては、以下の事項をご了承のうえ、ご行使ください。

当社の指定する議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使期限 >>> **2022年6月22日(水曜日) 午後6時まで**にご入力ください。

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

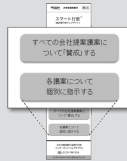
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることが出来ます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」による議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへアクセスできます。

重複して議決権を行使された場合のお取扱い

- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

システム等に関する
お問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル

フリーダイヤル **0120-768-524**
ご利用時間 年末年始を除く午前9時～午後9時

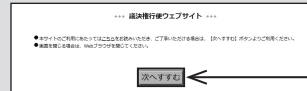
(ご注意)

- パスワードは、ご行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

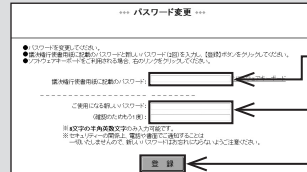
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績、今後の事業展開のための内部留保等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項
 - (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 400,000,000円
 - (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 400,000,000円
2. 期末配当に関する事項
 - (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金48.5円 総額349,091,118円
 - (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は、電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> < 新 設 >	< 削 除 > 第17条（電子提供措置等） <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u> <u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>

現行定款	変更案
< 新 設 >	(附則) 1. <u>変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役1名選任の件

今後の事業展開に備え、経営陣の充実強化を図るため、取締役1名増員の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、 要	地 な	位、 兼	担 職	当 の	及 状 況	所有する当社 の株式の数	当社との 特 別 の 利害関係
よしざわ かずひで 吉澤 一秀 (1956年 8月25日生)	1980年 4 月	株式会社静岡銀行	呉服町支店	入行			株	
	1996年12月	同行	中山支店	支店長				
	1999年 4 月	同行	草薙支店	支店長				
	2001年 4 月	同行	藤枝駅支店	支店長				
	2003年 6 月	同行	御殿場支店	支店長				
	2004年10月	同行	呉服町支店	支店長				
	2005年 6 月	同	理事支店	支店長				
	2007年 6 月	同行	支店サポート部	理事部長			一	な し
	2008年 6 月	同	執行役員	部長				
	2009年 6 月	同行	本店営業部	執行役員部長				
	2011年 6 月	同行	中部カンパニー					
			常務執行役員	カンパニー長				
	2015年 6 月	同	専務執行役員	カンパニー長				
	2016年 6 月	静銀リース株式会社		代表取締役社長				
	2021年 6 月	同社		代表取締役会長 (現任)				
(選任理由)								
同氏は、長年銀行業務に従事し、培われた専門的な知識・経験を当社の経営に生かせることを期待し、取締役としての選任をお願いするものであります。								

(注) 吉澤一秀氏は、静銀リース株式会社代表取締役会長であります。2022年6月をもって退任する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役池田寛氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、 要 な 地 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数	当社との 特 別 の 利害関係
い け だ 池 田 (1955年 6月3日生)	1978年4月 当社入社	株 18,450	な し
	1994年6月 取締役製造部長		
	1999年3月 取締役ベンチャー事業部長		
	2000年4月 取締役ベンチャー事業本部長		
	2001年6月 常務取締役ベンチャー事業本部長		
	2002年4月 常務取締役ベンチャープロダクト事業本部長		
	2004年4月 常務取締役製造販売技術事業本部長		
	2007年4月 常務取締役環境事業本部長		
	2015年4月 取締役インフラ事業本部本部長代行兼製造部長		
	2017年3月 取締役マテリアル事業本部副本部長兼営業部長		
	2018年6月 当社常勤監査役（現任）		
	（選任理由） 同氏は、入社以来長年にわたり当社事業に携わり、その間に営業部門や製造部門などの要職を歴任した豊富な経験と高い見識は、当社の監査役の職務に充分資するものと判断したため、監査役としての選任をお願いするものであります。		

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役3名に対し、当期の業績等を総合的に勘案して、役員賞与総額180,000千円を支給することといたしたいと存じます。本議案につきましては、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき決定したものであり、社外取締役及び社外監査役に諮問した結果特段反対すべき問題は見受けられなかったため、相当であるものと判断しております。

以 上

事業報告

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

I 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き厳しい状況で推移いたしました。新型コロナウイルス感染症対策の徹底やワクチン接種が促進されるなか、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の実施も、2022年3月中をもって解除されましたが、新型コロナウイルス感染者数は高止まりしていることもあり、依然として不透明な状況で推移いたしました。また海外経済においても新型コロナウイルス感染症の影響や米中対立に加え、ロシアによるウクライナ侵攻及びロシアに対する各国政府の経済制裁による影響を受け、これまでも増して先行きが不透明な状況で推移いたしました。

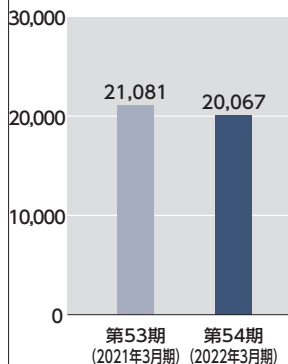
当社グループが属する不動産業界でも厳しい状況で推移いたしました。このような環境下において当社グループの不動産事業分野では、流動性の高い不動産を確保し企業誘致や宅地造成などの積極的な提案営業を推進してまいりました。また、当社グループの資産運用会社が資産の運用を受託する東海道リート投資法人は2021年6月22日に東京証券取引所不動産投資信託証券市場に上場いたしました。不動産証券化事業への取組みとして不動産投資法人の上場を機に今後より一層、産業・生活インフラセットへ投資することを目的とした収益不動産の開発・獲得・供給を積極的に行ってまいります。

建設土木業界に属するマテリアル事業分野では、製品製造部門より撤退し、当期より製品企画などを強みとする営業活動を実施してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は200億67百万円（前連結会計年度比4.8%減）、営業利益は23億73百万円（前連結会計年度比43.1%増）、経常利益は26億19百万円（前連結会計年度比8.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は16億43百万円（前連結会計年度比12.5%増）となりました。

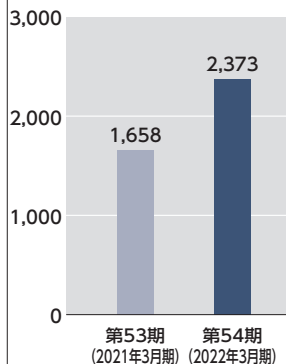
売上高

(単位:百万円)



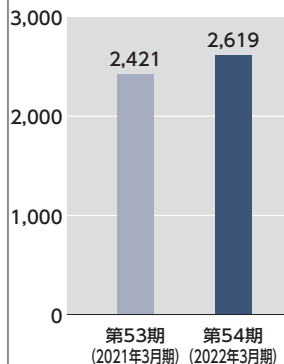
営業利益

(単位:百万円)



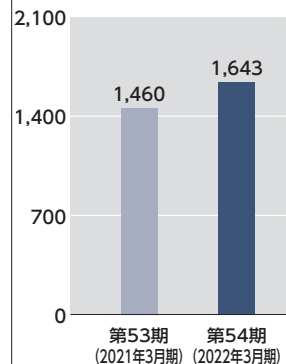
経常利益

(単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位:百万円)



セグメント別業績

事業区分別売上高構成比（ご参考）

マテリアル事業

7.7%

1,551百万円

前期比 **183** 百万円 

賃貸・管理等事業

17.4%

3,498百万円

前期比 **600** 百万円 

その他

6.7%

1,340百万円

前期比 **184** 百万円 

レジデンス事業

3.1%

620百万円

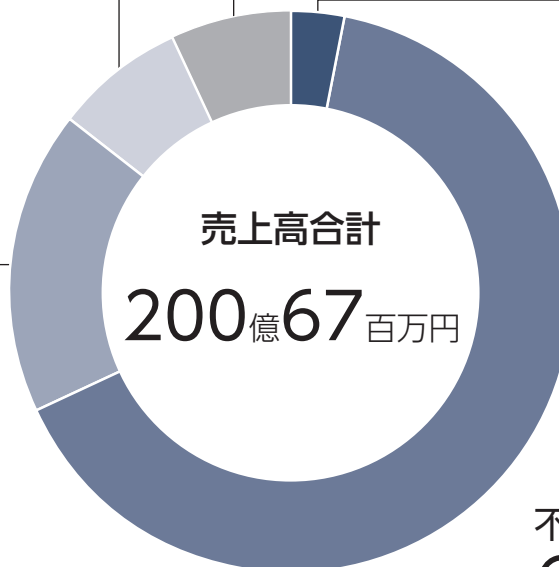
前期比 **3,121** 百万円 

不動産開発事業

65.1%

13,056百万円

前期比 **1,139** 百万円 



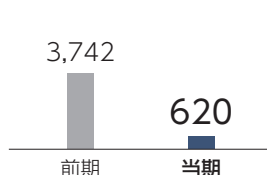
区分	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比増減(△)
レジデンス事業	3,742	620	△3,121百万円 (△83.4%)
不動産開発事業	11,916	13,056	1,139百万円 (9.6%)
賃貸・管理等事業	2,898	3,498	600百万円 (20.7%)
マテリアル事業	1,367	1,551	183百万円 (13.4%)
その他	1,155	1,340	184百万円 (16.0%)
合計	21,081	20,067	△1,013百万円 (△4.8%)

セグメントの業績は次のとおりであります。

レジデンス事業

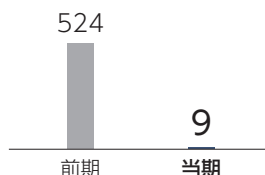
■ 売上高

(単位：百万円)



■ セグメント利益

(単位：百万円)



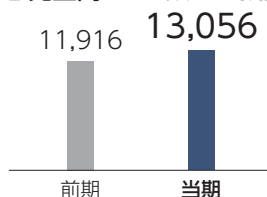
レジデンス事業におきましては、在庫分譲マンションの引渡しが行われましたが、新規マンションの引渡しがなかったことなどにより、減収減益となりました。

この結果、売上高は6億20百万円（前連結会計年度比83.4%減）、セグメント利益は9百万円（前連結会計年度比98.2%減）となりました。

不動産開発事業

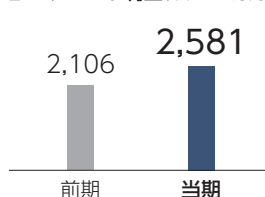
■ 売上高

(単位：百万円)



■ セグメント利益

(単位：百万円)



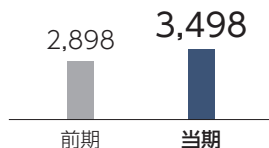
不動産開発事業におきましては、不動産投資法人への収益不動産の引渡しに加え、分譲宅地や商工業施設用地などの引渡しが順調に行われたことにより、増収増益となりました。

この結果、売上高は130億56百万円（前連結会計年度比9.6%増）、セグメント利益は25億81百万円（前連結会計年度比22.5%増）となりました。

賃貸・管理等事業

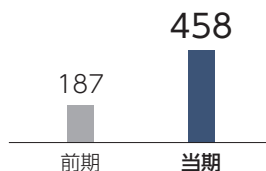
■ 売上高

(単位：百万円)



■ セグメント利益

(単位：百万円)



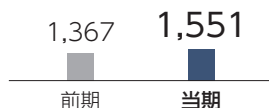
賃貸・管理等事業におきましては、資産運用会社の売上や請負工事売上が順調に推移したこともあり、増収増益となりました。

この結果、売上高は34億98百万円（前連結会計年度比20.7%増）、セグメント利益は4億58百万円（前連結会計年度比144.5%増）となりました。

マテリアル事業

■ 売上高

(単位：百万円)



■ セグメント利益

(単位：百万円)

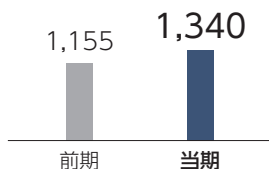


マテリアル事業におきましては、製品製造部門からの撤退による固定費負担減などもあり、増収増益となりました。

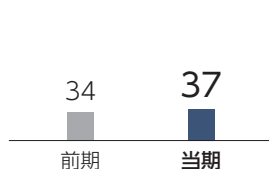
この結果、売上高は15億51百万円（前連結会計年度比13.4%増）、セグメント利益は17百万円（前連結会計年度は4億5百万円のセグメント損失）となりました。

その他

■ 売上高 (単位：百万円)



■ セグメント利益 (単位：百万円)



その他事業におきましては、缶飲料製造の売上高が増加したことなどにより、増収増益となりました。

この結果、売上高は13億40百万円（前連結会計年度比16.0%増）、セグメント利益は37百万円（前連結会計年度比9.5%増）となりました。

2 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻の影響が注視されるとともに、原油や原材料の価格高騰が予想され、景気の先行きは極めて不透明な状況が続くと思われます。

このような状況下、当社グループは、新型コロナウイルス感染症収束後を見据え、行動指針を定めております。まず、競争力の根源となる財務基盤の堅持と高度な人材教育による持続可能な企業経営を実現すること。次に、時代の変化をチャンスと捉えイノベーションにより新事業を創造すること。最後に、事業の選択と集中及び利益効率の最大化による企業の豊かさを実現すること。これらを指針に、未来型企業としての総合街づくり企業『ヨシコン』を目指してまいります。

セグメントごとの見通しを示すと次のとおりであります。

<レジデンス事業>

レジデンス事業におきましては、少子高齢化やコロナ禍など様々な社会の変化に対応した分譲マンション生活の提案を発信し、住みよい新規分譲マンション及び一棟売りマンションの提供を積極的に行ってまいります。また、中長期的な視点で事業用地の取得に注力し、自社開発を積極的に進めてまいります。

<不動産開発事業>

不動産開発事業におきましては、街づくり開発のための企業誘致物件や分譲宅地物件などの開発不動産物件を積極的に確保し、ニーズに合致した商工業・物流施設の誘致及びスマート住宅団地や優良田園住宅などの企画・開発・販売を行ってまいります。また、不動産投資法人の上場を機に、今後より一層収益不動産の獲得及び開発を行い不動産証券化事業への取組みを強化してまいります。

<賃貸・管理等事業>

設計・工事部門におきましては、様々な顧客ニーズに対応できる商品力の高い設計の提案や不動産開発事業との連携により請負工事受注と高品質の建築物の提供を目指してまいります。

賃貸事業におきましては、店舗、事務所などの商業施設や居住用施設のリーシング活動の強化とともに中古マンションの販売事業やリノベーション事業への取組みを強化してまいります。

管理事業におきましては、安心で安全な居住生活と快適なビジネス生活を提供する管理体制を確立してまいります。

<マテリアル事業>

マテリアル事業におきましては、工場設備を有しないファブレスな考えを基礎とし、当社企画製品を製造委託する協力工場の獲得を強化するとともに、不動産開発事業と連携した新製品開発を行い販売エリアのさらなる拡大を目指してまいります。

<その他>

その他事業におきましては、コロナ禍で影響を受けた飲料製造事業に、新規製造設備の導入を計画し、新規受注先の獲得や新製品の開発を行い、売上高の増加と工場稼働率の向上により、安定的な経営基盤の確立を目指してまいります。

これらにより、当社グループの連結通期の業績予想といたしましては、売上高210億円、営業利益27億円、経常利益27億50百万円、親会社株主に帰属する当期純利益17億円を見込んでおります。

3 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は73百万円となりました。その主なものは、株式会社Y C Lの生産設備への投資等によるものであります。

なお、資金調達の状況につきまして、特記すべき事項はありません。

4 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

2021年6月26日付で、当社の設計監理に関する事業及び建築工事請負に関する事業を会社分割（簡易吸収分割）により当社の完全子会社である株式会社Y C Kに承継いたしました。

5 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務承継の状況

該当事項はありません。

7 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8 財産および損益の状況の推移

区 分				第51期 (2019年3月度)	第52期 (2020年3月度)	第53期 (2021年3月度)	第54期 (当連結会計年度) (2022年3月度)
売	上	高	(千円)	21,777,967	17,500,654	21,081,553	20,067,946
経	常	利	益 (千円)	2,537,027	1,197,633	2,421,690	2,619,344
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)				1,636,066	1,039,514	1,460,486	1,643,561
1株当たり当期純利益 (円)				226.75	142.86	196.40	223.96
総	資	産	額 (千円)	35,178,208	37,261,904	37,247,417	32,216,668
1株当たり純資産額 (円)				2,672.07	2,747.83	2,853.14	3,134.07

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

9 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 ワ イ シ ー シ ー	30,000千円	100.0%	不動産賃貸業
株 式 会 社 Y C F	10,000千円	100.0%	衣料品事業
株 式 会 社 Y C L	40,000千円	100.0%	清涼飲料水の製造販売業、食品等の開発業
東海道リート・マネジメント株式会社	100,000千円	55.0%	不動産投資法人の資産運用会社としての業務
株 式 会 社 Y C A	10,000千円	49.0%	農産物の生産・加工・販売
株 式 会 社 Y C K	100,000千円	100.0%	建設業

(注) 1. 連結子会社は上記の重要な子会社6社であります。

2. 株式会社YCFに対する議決権比率のうち、間接所有によるものは0.2%であります。

3. 株式会社YCKは2021年4月1日に設立しております。

4. 前連結会計年度末において連結子会社であった東海道リート投資法人は、2021年6月22日付で新投資口発行及び投資口売出しを行ったため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

10 主要な事業内容

レジデンス事業

マンション分譲、一棟売りマンションの販売、戸建住宅の販売

不動産開発事業

分譲宅地の企画販売、商工業・物流施設等の誘致開発、信託受益権販売業

賃貸・管理等事業

不動産の仲介、賃貸借、管理、設計・工事

マテリアル事業

コンクリート二次製品、生コンクリート、土木・建築資材の販売

その他

保険代理店事業、飲料製造事業、衣料品事業

11 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
本 社	静岡県静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12
不 動 産 開 発 事 業 本 部	静岡県静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12
マ テ リ ア ル 事 業 本 部	静岡県静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12
株 式 会 社 ワ イ シ ー シ ー	静岡県静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12
株 式 会 社 Y C F	静岡県静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12
株 式 会 社 Y C L	静岡県焼津市小屋敷466番地
東海道リート・マネジメント株式会社	東京都千代田区永田町二丁目14番3号
株 式 会 社 Y C A	静岡県静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12
株 式 会 社 Y C K	静岡県静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12

- (注) 1. 焼津工場は2021年6月をもって閉鎖いたしました。
 2. 東海道リート投資法人は、2021年6月22日付で新投資口発行及び投資口売出しを行ったため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。

12 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

区 分	当 連 結 会 計 年度末従業員数	前 連 結 会 計 年度末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男性	73名	9名減	42.5才	6.8年
女性	18名	—	41.4才	8.0年
合計又は平均	91名	9名減	42.3才	7.0年

- (注) 上記には臨時従業員（40名）、請負により生産に従事している作業者は含まれておりません。なお、臨時従業員数には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

13 主要な借入先

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社静岡銀行	1,570
株式会社三井住友銀行	400
株式会社商工組合中央金庫	350
株式会社日本政策金融公庫	300
静岡県信用農業協同組合連合会	200
日本生命保険相互会社	100
島田掛川信用金庫	11

14 その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1 発行済株式総数

7,197,755株（自己株式数832,493株を除く。）

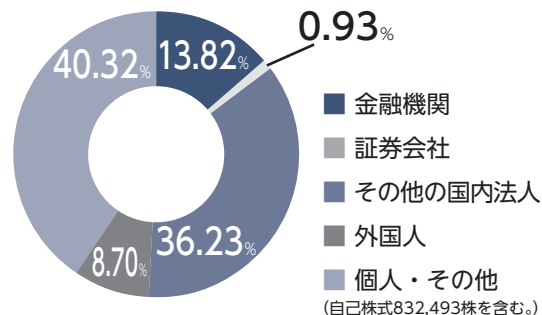
2 株主数

2,235名

3 単元株式数

100株

ご参考 所有者別株式分布状況



4 大株主の状況

株主名	持株数 千株	持株比率 %
ワイズ株式会社	2,019	28.05
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S. A. 107704	369	5.13
太平洋セメント株式会社	320	4.44
ヨシコン取引先持株会	275	3.83
株式会社静岡銀行	248	3.45
株式会社みずほ銀行	248	3.45
吉田 尚洋	241	3.36
吉田 立志	241	3.35
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	218	3.04
株式会社商工組合中央金庫	218	3.03

(注) 持株比率は、自己株式（832,493株）を控除して算定しております。

5 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

6 その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権の状況
該当事項はありません。

2 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の内容等
該当事項はありません。

3 その他新株予約権等に関する重要な事項等
該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1 取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	吉田 立志	
代表取締役社長	吉田 尚洋	
専務取締役	大塚 達郎	不動産開発事業本部長
取締役	高田 辰男	
取締役	杉本 貞章	経営管理本部長
取締役	河合 康次	不動産開発事業本部副本部長 不兼不動産開発二部長
取締役	有岡 大成	不動産開発事業本部副本部長 不兼不動産開発一部長
取締役	赤堀 一通	赤堀一通土地家屋調査士行政書士事務所所長 兼静岡県土地家屋調査士会会長
常勤監査役	池田 寛	
監査役	影山 孝之	影山孝之税理士事務所所長
監査役	安本 守男	株式会社芙蓉リサーチ監査役

- (注) 1. 取締役赤堀一通氏は、社外取締役であります。
2. 監査役影山孝之氏及び安本守男氏は、社外監査役であります。
3. 監査役影山孝之氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
4. 取締役笠原弘道氏及び取締役秋野徹氏は、2021年6月25日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
5. 監査役渡辺隆之氏は、2021年6月25日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

2 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を定めており、その概要は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、代表取締役が役職、業績、社会水準、業績への貢献度合等を総合的に勘案して決定するものとしております。なお、当該決定にあたっては、社外取締役及び社外監査役へ諮問し、その答申内容を尊重するものとしております。

また、決定方針の決定方法は、取締役会の決議により決定しております。当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、社外取締役及び社外監査役の答申内容を十分に尊重しており、決定方針に沿うものと取締役会が判断しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第53期定時株主総会において年額500,000千円以内(うち社外取締役分は10,000千円以内。また使用人兼務役員の使用人分の給与は含まない)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち社外取締役は1名)です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月18日開催の第51期定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式制度に基づき支給する金銭報酬債権の総額を年額200,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は7名です。

監査役の金銭報酬の額は、1989年7月28日開催の第21期定時株主総会において年額15,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長吉田立志及び代表取締役社長吉田尚洋が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において一任しており、その理由は、経営上の機動的な意思決定のためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、個人別の報酬等の内容が社外取締役及び社外監査役へ諮問され、その答申内容が十分に尊重されていることを確認する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	445,271 (2,400)	221,121 (2,400)	180,000 (-)	44,150 (-)	10 (1)
監査役 (うち社外監査役)	8,880 (3,600)	8,880 (3,600)	-	-	4 (3)

- (注) 1. 業績連動報酬等は、本定時株主総会において決議予定の役員賞与であります。
2. 業績連動報酬等の額の算定にあたっては、取締役会に一任された代表取締役が社外取締役及び社外監査役へ諮問した上で、役職や業績、社会水準、業績への貢献度合等を総合的に勘案して決定しておりますが、その中でも特に連結経常利益を重視しております。その理由は、経営努力の結果を最もよく反映する指標だと考えるからであります。
- なお、当事業年度を含む連結経常利益の推移は「Ⅰ 企業集団の現況に関する事項 8 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、非金銭報酬として譲渡制限付株式を付与しております。
- なお、当事業年度に交付した当該株式報酬はありません。
5. 上記支給額のほか、2009年6月19日開催の第41期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して17,330千円支給しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 取締役 赤堀 一通

ア 重要な兼職先と当社との関係

他の法人等の業務執行者の兼職状況

赤堀一通土地家屋調査士行政書士事務所所長兼静岡県土地家屋調査士会会長であります。当社との間に重要な取引関係はありません。

イ 当事業年度における主要な活動状況

1) 取締役会への出席状況及び発言状況等

当事業年度に開催した取締役会の全てに出席しております。また、出席した取締役会において社外取締役として、報告事項や決議事項について適宜質問し、土地家屋調査士の専門的な立場から意見を述べております。さらに、上記のほか、取締役の個人別の報酬等の内容を代表取締役が決定するにあたって、独立した客観的立場から答申するなどにより、経営陣の監督に努めております。

(2) 監査役 影山 孝之

ア 重要な兼職先と当社との関係

影山孝之税理士事務所所長であります。当社との間に重要な取引関係はありません。

イ 当事業年度における主要な活動状況

1) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催した取締役会の全てに出席しております。また、出席した取締役会において社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問し、税務・会計の専門的な立場から意見を述べております。

2) 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催した監査役会の全てに出席し、社外監査役として行った監査内容を報告し、専門的な立場から意見を述べております。

(3) 監査役 安本 守男

ア 重要な兼職先と当社との関係

株式会社芙蓉リサーチ監査役であります。当社との間に重要な取引関係はありません。

イ 当事業年度における主要な活動状況

1) 取締役会への出席状況及び発言状況

社外監査役就任後に開催した取締役会の全てに出席しております。また、出席した取締役会において社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問し、警察業務従事者の経験を活かし法務事項やリスク管理の見地から意見を述べております。

2) 監査役会への出席状況及び発言状況

社外監査役就任後に開催した監査役会の全てに出席し、社外監査役として行った監査内容を報告し、専門的な立場から意見を述べております。

V 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、2006年6月23日開催の第38期定時株主総会で定款を変更し、会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が会計監査人有限責任監査法人トーマツと締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

会計監査人の責任限定契約

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき故意又は重大な過失があった場合を除き、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

3 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|----------|
| (1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 25,000千円 |
| (2) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25,260千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

4 非監査業務の内容

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容としましては、社員研修関連業務等であります。

5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	25,037,803	流 動 負 債	6,053,879
現 金 及 び 預 金	4,254,351	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,032,699
受取手形、売掛金及び契約資産	893,479	短 期 借 入 金	2,000,000
商 品 及 び 製 品	21,231	1年内返済予定の長期借入金	274,135
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	13,242	未 払 金	221,028
販 売 用 不 動 産	19,621,737	未 払 法 人 税 等	402,560
未 成 工 事 支 出 金	11,296	契 約 負 債	1,601,026
そ の 他	225,607	賞 与 引 当 金	45,705
貸 倒 引 当 金	△3,141	役 員 賞 与 引 当 金	180,000
		そ の 他	296,723
固 定 資 産	7,178,864	固 定 負 債	3,459,703
有 形 固 定 資 産	2,220,893	長 期 借 入 金	2,843,483
建 物 及 び 構 築 物	469,417	そ の 他	616,220
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	72,484	負 債 合 計	9,513,583
土 地	1,655,252	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	23,739	株 主 資 本	22,320,027
無 形 固 定 資 産	54,590	資 本 金	100,000
投 資 そ の 他 の 資 産	4,903,380	資 本 剰 余 金	3,587,284
投 資 有 価 証 券	4,447,870	利 益 剰 余 金	19,326,629
長 期 貸 付 金	2,052	自 己 株 式	△693,886
繰 延 税 金 資 産	144,332	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	238,254
そ の 他	382,877	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	238,254
貸 倒 引 当 金	△73,751	非 支 配 株 主 持 分	144,803
資 産 合 計	32,216,668	純 資 産 合 計	22,703,085
		負 債 純 資 産 合 計	32,216,668

連結損益計算書

(自 2021年 4 月 1 日)
(至 2022年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		20,067,946
売上費用		15,669,436
売上総利益		4,398,509
一般管理費		2,024,971
売上外利益		2,373,537
受取利息	135	
受取配当金	57,272	
仕入割引	5,466	
不働産取得税	3,052	
匿名組合投資	142,728	
受助手数収	3,202	
その他	35,331	
営業外費用	60,003	307,192
支払利息	58,850	
貸倒引当金繰入	△1,254	
その他	3,789	61,385
経常利益		2,619,344
特定資産売却益	7,592	7,592
特定資産売却損	5,201	5,201
税金等調整前当期純利益		2,621,736
法人税、住民税及び事業税	950,709	
法人税等調整額	△30,171	920,538
当期純利益		1,701,198
非支配株主に帰属する当期純利益		57,636
親会社株主に帰属する当期純利益		1,643,561

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	22,939,531	流 動 負 債	5,379,297
現金及び預金	3,018,217	買掛金	939,871
受取手形	55,209	短期借入金	2,000,000
売掛金	406,282	1年内返済予定の長期借入金	239,057
商品及び製品	20,242	未払金	97,735
販売用不動産	19,227,661	未払費用	15,570
未成工事支出金	0	未払法人税等	292,729
前払費用	61,348	契約負債	1,350,474
その他の引当金	153,143	預り金	93,170
	△2,574	賞与引当金	33,324
		役員賞与引当金	180,000
		その他の負債	137,364
固 定 資 産	6,419,902	固 定 負 債	3,141,755
有形固定資産	1,161,517	長期借入金	2,558,071
建築物	57,508	役員長期未払金	191,010
機械及び装置	10,175	長期預り金	357,944
車両及び運搬具	42,185	その他の負債	34,730
工具、器具及び備品	8,781	負 債 合 計	8,521,053
土地	18,842		
	1,024,023	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	48,360	株 主 資 本	20,600,126
借地権	10,029	資 本 本 剰 余 金	100,000
ソフトウェア	31,832	資 本 剰 余 金	3,141,912
その他の資産	6,498	資 本 準 備 金	1,854,455
投資その他の資産	5,210,024	その他資本剰余金	1,287,457
投資有価証券	4,447,870	利 益 剰 余 金	18,052,100
関係会社株式	362,953	利 益 準 備 金	131,222
出資金	2,920	その他利益剰余金	17,920,878
長期貸付金	2,052	圧縮記帳積立金	174,639
破産更生債権等	66,185	別 途 積 立 金	8,870,000
繰延税金資産	106,798	繰越利益剰余金	8,876,238
差入保証金	187,415	自 己 株 式	△693,886
保険積立金	107,581	評 価 ・ 換 算 差 額 等	238,254
貸倒引当金	△73,751	その他有価証券評価差額金	238,254
資 産 合 計	29,359,433	純 資 産 合 計	20,838,380
		負 債 純 資 産 合 計	29,359,433

損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		17,327,113
売上総利益		13,509,979
売上費及び一般管理費		3,817,133
営業利益		1,765,331
受取利息金	124	2,051,802
受取配当金	57,268	
受取割当金	5,466	
受取還付金	3,052	
受取投資利益	142,728	
受取手数料	4,649	
営業外費用	53,622	266,913
支払利息	57,216	
支払倒引金	△20	
経常利益	3,789	60,984
特別利益		2,257,730
特別損失	7,592	7,592
税引前当期純利益	5,201	5,201
法人税、住民税及び事業税	814,042	2,260,121
法人税、住民税及び事業税	△13,667	800,375
当期純利益		1,459,746

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月30日

ヨシコン株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 郷 右 近 隆 也

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山 崎 光 隆

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヨシコン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヨシコン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

2022年5月30日

ヨシコン株式会社

代表取締役社長 吉 田 尚 洋 殿

ヨシコン株式会社 監査役会

常勤監査役 池 田 寛 ㊞

監 査 役 影 山 孝 之 ㊞

監 査 役 安 本 守 男 ㊞

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第54期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

（注） 監査役影山孝之及び監査役安本守男は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

独立監査人の監査報告書

2022年5月30日

ヨシコン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 郷 右 近 隆 也

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山 崎 光 隆

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヨシコン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

2022年5月30日

ヨシコン株式会社

代表取締役社長 吉 田 尚 洋 殿

ヨシコン株式会社	監査役会
常勤監査役	池 田 寛 ㊟
監 査 役	影 山 孝 之 ㊟
監 査 役	安 本 守 男 ㊟

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

- (注) 監査役影山孝之及び監査役安本守男は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

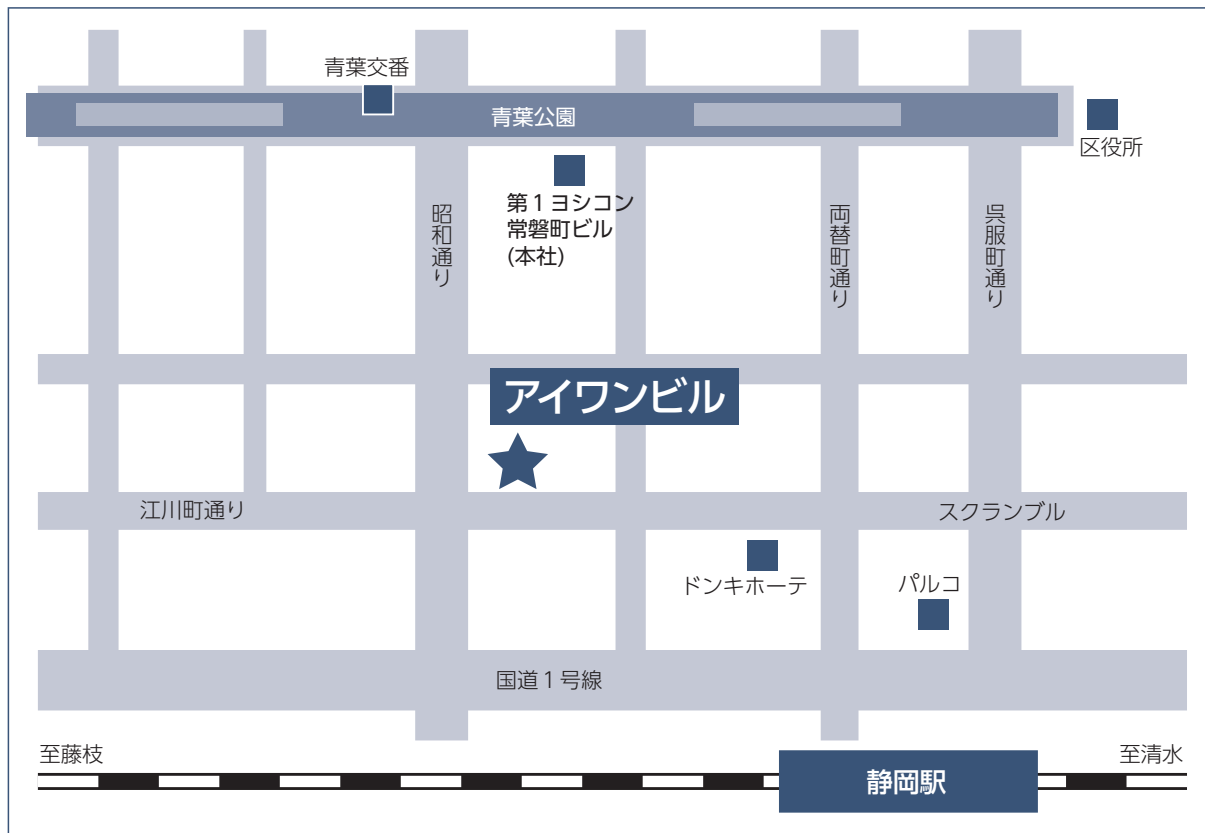
This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会場

アイワンビル 7階 アイワンホール

静岡県静岡市葵区昭和町6番の2 ☎054-205-6363



交通

JR静岡駅から徒歩10分（北口）

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。